

早稲田小劇場どらま館運営規程施行細則

（2014年11月14日規約第14—61号の2）

《所管：学生生活課長》

第1条 この細則は、早稲田小劇場どらま館運営規程（2014年11月14日規約第14—61号の1）（以下「規程」という。）第16条に基づき早稲田小劇場どらま館（以下「どらま館」という。）の使用に必要な事項を定める。

（使用手続き）

第2条 どらま館使用の許可を得ようとする者は、使用責任者を定め、大学が定めた期間に、所定の様式による使用願を学生部学生生活課を通じて大学に提出し、許可を得なければならない。

（使用責任者）

第3条 規程第5条第1号および第2号に定める場合の使用責任者は、本大学の専任教員、任期付教員または専任職員でなければならない。

（使用料金）

第4条 規程第5条第3号に定める団体がどらま館を使用するときは、別表の使用料金を徴収する。ただし、規程第9条第2号に係る企画公演については、使用料金を徴収しないことができる。

（入場料の徴収）

第5条 どらま館を使用する団体等は、入場料を徴収することができる。

（使用者の遵守事項）

第6条 どらま館の使用に当たって、使用責任者は次の事項を遵守し、大学に対して責任を負わなければならない。

- 一 どらま館の使用につき、学生部学生生活課およびどらま館スタッフの指示に従うこと。
- 二 大学の承認を得た場合のほかは、どらま館において物品等の販売をしないこと。
- 三 指定された場所以外での喫煙または飲食をしないこと。
- 四 その他どらま館内の秩序をみだす行為をしないこと。

（使用許可の取消し）

第7条 どらま館の使用を許可した後、次の各号の一に該当するときは、大学はその許可を取り消して、どらま館の使用を中止することができる。

- 一 大学がどらま館を使用しなければならない緊急の必要が生じたとき。
- 二 どらま館の使用に関する大学の指示に従わないとき。
- 三 近隣住民の迷惑となる行為を行い、または行うおそれがあると認められるとき。
- 四 公の秩序または善良な風俗をみだすおそれがあると認められるとき。
- 五 使用目的以外に利用するとき。
- 六 第三者に使用に関する権利を譲渡したとき。
- 七 施設または附属設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 八 その他どらま館の管理運営上支障があると認められるとき。

（使用料の返還）

第8条 納入した使用料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、大学はその許可を取り消し、使用料を返還する。

- 一 災害その他使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき。
- 二 本学において使用する必要が生じたことにより、使用許可を取り消し、または使用を中止させたとき。

（原状回復）

第9条 使用者は、使用を終了したとき、使用許可を取り消されたとき、または使用を中止させられたときは、直ちに原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第10条 どらま館の使用に当たって、建物または附属設備・備品を汚損もしくは毀損し、または、滅失した場合には、使用者はその損害を賠償しなければならない。

（管理上の指示）

第11条 施設管理上必要と認められるとき、関係箇所の教職員は使用責任者またはこれに代る者に対し随時必要な指示および指導をすることができる。

(大学教職員の立入り)

第12条 大学は、どらま館の管理運営上必要があると認めた場合には、使用中といえども大学の教職員を立入らせることができる。

(協議機関)

第13条 学生部長は、この細則について運用上必要があると認めるときは、学生担当教務主任会において協議することとする。

附 則

この細則は、2014年11月14日から施行する。

別表

どらま館使用料金

| 種別 | 料金 (消費税別) |
|----------|-----------|
| 仕込み・舞台稽古 | 65,000円 |
| 公演 | 75,000円 |

備考

- 1 使用時間は午前10時から午後10時までとする。
- 2 使用時間数にかかわらず1日単位の使用料を徴収する。
- 3 消費税は使用日における税率を適用する。
- 4 付帯設備品使用料・電力料金等は使用料金に含まれる。